

鳥取縣公報

縣令

昭和十五年十二月六日
第千八百八十九號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規定A列

◇鳥取縣令第七十一號

昭和八年六月鳥取縣令第十八號穀物檢查規則左ノ通改正ス

昭和十五年十二月六日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

第九條 検査ヲ受クル穀物ノ包装ハ玄米ニ在リテハ二重俵裝又ハ三本繩複式編俵裝、精米ニ在リテハ二重俵裝、三本繩複式編俵裝、以又ハ袋大麥、小麥及裸麥ニ在リテハ二重俵裝、三本繩複式編俵裝又ハ麻袋、菜種ニ在リテハ以又ハ麻袋ヲ用ヒ其ノ包裝方法ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 二重俵裝

(一) 内俵

蕪ハ能ク乾燥セル古藁ヲ用ヒ編方ハ小繩ヲ以テ封間各一八厘(約六寸)兩髭ノ長各一五厘(約五寸)トシ四箇所ヲ密ニ編ミ房數五十五手編トシ長約一、一五米(約三尺八寸)重量一、九斤乃至二、二斤(約五百匁乃至六百匁)ト爲スコト

棧俵ハ能ク乾燥セル古藁ヲ用ヒ直徑三〇厘(約一尺)重量二箇ニテ五六〇瓦乃至七五〇瓦

(約百五十匁乃至二百匁)ト爲スコト
 繩ハ周二、四纏乃至二、七纏(約八分乃至九分)ノ中繩トスルコト
 荷造ハ俵ノ小口ニ外側ヨリ棧俵ヲ充テ小口膝ヲ目通シ八箇所千鳥掛ト爲シ横繩ハ各二廻リ
 三箇所緊括スルコト

(二) 外俵

菰ノ編方ハ小繩ヲ用ヒ封間中央二四纏(約八寸)左右各二一纏(約七寸)兩端髭各一六纏
 (約五寸)トシ四箇所ヲ密ニ編ミ房數八十手編以上長一、三〇米(約四尺三寸)重量一、
 一三匁乃至一一、五匁(約三百匁乃至四百匁)ト爲スコト

繩ハ打柔ゲタル藁ヲ以テ紮ヒ周三纏乃至三、六纏(約一寸乃至一寸二分)ノ摺掛ノ太繩ヲ
 用フルコト

荷造ハ小口膝ヲ目通シ九箇所トシ一ツ越シ目通シ擲ヒ膝トシ終リヲ結止トシ横繩ハ各二廻
 リ五箇所緊括シ縦繩ハ一筋ニテ四方掛ト爲シ兩端ノ横繩及縦繩ノ交叉點ニハ蛙股ニ、其ノ
 他ノ各横繩ニハ掛戻シトシ小口ニ於テ引締メ男結ト爲スコト

二 三本繩複式編俵裝

菰ハ能ク乾燥セル古藁ヲ用ヒ編方ハ一箇所ニ小繩三本ヲ用ヒテ四箇所ヲ密ニ編ミ其ノ封間ヲ
 中央二一纏(約七寸)左右各二〇纏(約六寸五分)兩髭各一七纏(約五寸五分)編手七十以
 上トシ棧俵繩ヲ四箇所ニ編込ミ長約一、二一米(約四尺)重量約三、三八匁(約九百匁)
 ト爲スコト

棧俵ハ能ク乾燥セル古藁ヲ用ヒ直徑三〇纏(約一尺)重量二箇ニテ五六〇匁乃至七五〇匁
 (約百五十匁乃至二百匁)ト爲ス

繩ハ打柔ゲタル藁ヲ以テ紮ヒ周約二纏乃至三、六纏(約一寸乃至一寸二分)ノ摺掛ト爲ス
 爲スコト

小口膝ハ俵口ノ菰端ノ内方三分ノ二ヲ折曲ゲタル上ニ棧俵ヲ當テ編込ミタル棧俵繩ニテ十
 文字ニ括リ殘リノ菰端ヲ以テ之ヲ覆ヒ目通シヲ九箇所トシ一ツ越ニ擲トシ終リヲ結止ト
 爲スコト

横繩ハ五箇所ヲ各二廻リ緊括シ縦繩ハ一筋ニテ四方掛ト爲シ兩端ノ横繩及縦繩ノ交叉點ニハ
 蛙股ニ其ノ他ノ各横繩ニハ掛戻トシ小口ニ於テ引締メ男結ト爲スコト

三 吠

良質ナル打藁ヲ用ヒ織目四十二、長一、七六米(約五尺八寸)幅八十八纏(約二尺九寸)ト
 シ重量ハ二、二五匁乃至二、六二五匁(約六百匁乃至七百匁)トシ強靱ナル細繩ヲ以テ一端
 二十八針以上脱漏ノ虞ナキ様堅ク縫上グルコト

荷造ハ吠口ヲ卷キ兩耳ヲ中央ニ折込ミ細繩ヲ以テ締メ繩ハ二重俵裝ノ外裝ト同様ノモノヲ用
 ヒ四斗(約七二、一六立)入ニ在リテハ縦繩ヲ二廻リ四箇所横繩ヲ二廻リ二箇所トシ二斗(約
 約三六、〇八立)入ニ在リテハ縦繩ヲ二廻リ三箇所横繩ヲ二廻リ一箇所トシ横繩兩端ノ縦繩
 ニハ蛙股掛トシ其他ノ縦繩ニハ掛戻シ充分緊括ノ上結止ト爲スコト但シ生産檢査ヲ受クル四
 斗(約七二、一六立)入ノモノニ在リテハ二斗(約三六、〇八立)入ノモノノ例ニ依ルコト

四 袋

脱漏ノ虞ナキ強靱ナル麻袋ノ重量九三八匁(約二百五十匁)ノモノ又ハ木綿製ノモノヲ用フ
 ルコト

荷造ハ袋口ヲ内側ニ折込ミ之ヲ更ニ一方ニ折リ強靱ナル麻絲ヲ以テ卷縫シ袋ノ小口中央部ノ

縫絲ニ卷封ヲ爲スベキ部分ヲ存スルコト但シ吹ニ準ジ縦横ノ結繩ヲ施スコトヲ妨グズ
 特別ノ事由アルモノノ包装ハ穀物検査施行手續ノ定ムルトコロニ依リ又ハ知事ノ許可ヲ得テ特
 殊ノ包装ト爲スコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行前ニ二重俵裝ト爲シタルモノハ第九條ノ規定ニ拘ラズ當分ノ内舊規定ニ依ルコトヲ得

◆鳥取縣令第七十二號

大正十五年七月鳥取縣令第百一十一號市町村長委任事項中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年十二月六日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

市長委任事項

九中「市立小學校及」ヲ削ル
 十 削除

告示

◆鳥取縣告示第九百五十九號

鳥取財務出張所管内ニ於ケル左記ノ者ニ對シ縣稅検査員章返納並交付セリ

昭和十五年十二月六日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

區分	番號	年月日	役場名	職名
紛失	第八十三號	昭和十五年十一月八日	氣高郡勝谷村役場	書記 薄墨長壽
交付	第九十號	昭和十五年十一月十一日	同	同 飯田亮一

返納 第三十五號 昭和十五年十一月十四日 八頭郡八上村役場 書記 小林 信治
 交付 第三十五號 昭和十五年十一月十四日 同 同 小林 信治
 但シ紛失ニ係ル第八十三號縣稅検査員章ハ爾今無効トス
 ◆鳥取縣告示第九百六十號
 生計費指數資料實施調查令第九條ノ規定ニ依ル生計費指數資料調查員左記ノ通内閣ニ於テ任免セラ
 レタリ

昭和十五年十二月六日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

解任並任命年月日

解任調査員氏名

任命調査員氏名

昭和十五年十一月十九日

木 村 秀 男

西 垣 信 行

◆鳥取縣告示第九百六十一號
 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル薪ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十五年七月鳥取縣告示第五百二十二號薪ノ販賣價格ハ之ヲ廢止ス
 昭和十五年十二月六日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

薪ノ販賣價格
 一縣内消費薪

種別	規 格		單位	生産者庭先又 ハ丁場渡價格	最終持込價格	備 考
	長	胴廻				
堅 薪	一、八以上	一	一〇貫	七〇	九〇	檜檜樫ノ割木
雜 薪	一、〇	一	同	六五	八五	右樹種並松ヲ除
松 薪	二、〇	三、五	一把	二六	三二	キタル雜割木

薪	一、二	二、五	同	九	一	四
薪	一、六	二、五	同	一	一	七
薪	二、〇	三、五	同	六	二	三
薪	三寸以内	一	正味一〇貫	五	一、七	〇
薪			俵	一	〇	〇

(一) 本表價格(屑薪ヲ除ク)ハ上乾燥ノモノ、價格ニシテ生木ノ價格ハ堅薪、雜薪、柴木ニ在リテハ本表價格ノ七割トシ松薪ハ一把ニ付二錢下ダ瓦斯薪ハ一俵ニ付三十錢下ゲトス
 (二) 堅薪、雜薪ニシテ長一尺八寸未満ノモノハ十貫ニ付十錢加算スルコトヲ得
 (三) 米子市以北西伯郡境町ニ至ル町村ニ於テハ堅薪、雜薪、柴木ハ十貫ニ付十五錢松薪ハ一把ニ付三錢加算スルコトヲ得
 (四) 松薪、屑薪ニシテ本表規格以外ノモノニ在リテハ本表規格ニ最モ近キモノ、体積割合ノ價格トス
 二 縣外移出薪

種別	規格		單位	產地最寄驛渡價格	備考
	長	胸廻			
堅薪	一、二	二、五	一把	一七、〇	櫻、檜、樺割木
同	一、六	同	同	二二、〇	同

雜薪	一、二	同	同	一五、〇	右樹種並松ヲ除キ 雜割木
松薪	一、六	同	同	二〇、〇	
屑薪	二、〇	三、五	同	二九、〇	
屑薪	一、二	二、五	同	一〇、〇	
屑薪	一、六	同	同	一八、〇	
瓦斯薪	三寸以内	三、五	正味一〇貫	二五、〇	

本表規格以外ノモノニ在リテハ本表規格ニ最モ近キモノノ体積割合ノ價格トス
 ◇鳥取縣告示第九百六十二號
 價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定區域内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス
 昭和十五年十二月六日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 一 組合ノ名稱及地區
 (イ) 名稱 鳥取縣疊業組合聯合會
 (ロ) 地區 鳥取縣一圓
- 二 構成員タル資格
 地區内ニ於テ疊製造販賣ヲ業ト爲ス者
- 三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

種別	單位	等級	規		加工賃	備考	最終販賣價格
			縱縫數	橫縫間隔			
疊床	一疊	一等	二八	一〇	六、五〇〇	同	六、一五
同	同	二等	二三	一〇	六、〇〇〇	同	四、八〇
同	同	三等	二三	一二	五、五〇〇	同	三、四五
同	同	並等	二三	一四	五、〇〇〇	同	二、六五
同	同	等外	二三	一六	四、五〇〇	同	二、二〇
新疊表付	一疊ニ付	一等	五三	六〇	一、七〇	板入ノ場合ハ別ニ一疊ニ付六十錢以内加算スルコトヲ得	
同	同	二等	四八	五二	一、四〇		
同	同	三等	四三	四七	一、一五		
同	同	並等	三八	四二	九〇		
同	同	等外	三三	三八	七〇		
古疊表替	同	一等	四五	四五	一、〇〇		
同	同	二等	四〇	四〇	七五		
同	同	三等	三五	三三	六〇		

四 實施ノ日 昭和十五年十二月六日

(イ) 認可ニ付シタル條件

(ロ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第九百六十三號 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ碎米ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十五年十二月六日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

最終販賣價格 二五、〇〇

碎米 一石當

一 本表價格ハ俵、叭又ハ其他ノ包裝費ヲ含ム價格トシ賣主居住市町村内ノ買主ニ販賣スル場合ハ買主店先渡價格、其ノ他ノ場合ハ賣主最寄驛貨車乘渡最寄港船乘渡又ハ之ニ準ズル場合ノ價格トス

鳥取縣告示第九百六十四號 價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通り價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年十二月六日

00023

◇鳥取縣告示第九百六十六號
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル柳行李ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十五年十二月六日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

番品	銘	柄	寸		法	等級	單位	卸賣價格	小賣價格
			長サ	幅					
9	大馬	浪ヅツク名刺入付	二、六 ^尺	一、六 ^尺	七、五 ^尺	一等品	一箇	九〇〇	一〇二〇 ^円
8	同	同	同	同	同	二等品	同	八八〇	九九五
7	同	同	同	同	同	三等品	同	八五五	九七〇
6	永尺	同	二、四	一、四	七、七	一等品	同	七四五	八四〇
5	同	同	同	同	同	二等品	同	七二〇	八一〇
4	同	同	同	同	同	三等品	同	六九五	七八五
3	大馬	荷	一、九	一、五	七、七	一等品	同	六五〇	七三五
2	同	同	同	同	同	二等品	同	六三〇	七一〇
1	同	同	同	同	同	三等品	同	六〇五	六八五

本縣產柳行李

00024

12	大馬	同	二、六	一、六	七、五	一等品	同	九〇〇	〇二〇
11	永尺	同	二、四	一、四	七、七	同	同	七四五	八四〇
10	大馬	荷	一、九	一、五	七、七	同	同	六五〇	七三五

註一、右價格ハ賣主店先渡價格ニシテ荷造費ハ賣主ノ負擔トス
二、本表各銘柄品ハ品番、銘柄及等級ヲ附シ販賣スルモノトス
三、本表各銘柄品ノ等級ハ左ニ依ルモノトス

銘柄		一 等 品			二 等 品			
		蓋糸	身糸	蓋山	身山	蓋糸	身糸	
大馬	二四本	一八本	八本	六本	二二本	一六本	七本	五本半
永尺	二四	一八	八	六	二二	一六	七	五本半
大馬	二〇以上	一六以上	八以上	六以上	一八	一四	七	五本半

一等品ハ内地杞柳ヲ用ヒ、二等品ハ支那産ヲ三割混合シタル製品、三等品ハ支那産ヲ用ヒタル製品ヲ謂ヒ其ノ他三等品ノ部分ハ二等品ニ準ズルモノトス

◇鳥取縣告示第九百六十七號
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル牛肉ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十五年六月鳥取縣告示第四百四十八號ハ之ヲ廢止ス

鳥取縣知事 八 田 三 郎

牛肉(正肉)

等級	規格	單位	小賣價格
一 等	ヒレ、ロー、ス	百匁	一四〇 <small>円</small>
二 等	肩、モモノ一部	同	一二〇
同 並	肩ノ大部分及モモノ一部	同	一〇〇
三 等	肩及バラノ一部	同	八〇
同 並	バラノ殘部	同	七〇

本表價格ハ賣主店先渡又ハ持込價格トシ包裝料ヲ含ムモノトス

◆鳥取縣告示第九百六十八號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年十二月六日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

一 組合ノ名稱及地區

名 稱

鳥取縣旭味組合

- (イ) 地 區 鳥取縣一圓
- 二 組合員タル資格 地區内ニ於テ旭味ノ販賣ヲ業ト爲ス者
- 三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及實施ノ日

種 別	卸 賣 價 格		小 賣 價 格		備 考
	單位	價 格	單位	價 格	
旭味	一打	二、三〇 <small>円</small>	一個	〇、二三 <small>円</small>	
同	同	六、八〇	同	〇、六五	
同	同	一、二、七〇	同	一、二、五	
同	同	二、三、六〇	同	二、三、五	
同	同	四、三、〇〇	同	四、二、〇	

本表價格ハ何レモ賣主店先渡價格トス

(ロ) 實施ノ日

昭和十五年十二月六日

四 認可ニ附シタル條件

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スベシ

鳥取縣告示第九百六十九號

米穀管理規則第二條第三項並ニ米穀管理實施要綱第九ニ依リ米穀管理事務取扱員設置要項左ノ通定ム

昭和十五年十二月六日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

米穀管理事務取扱員設置要項

- 第一 市町村ニ米穀管理事務取扱員ヲ置ク
- 第二 米穀管理事務取扱員ハ農産物検査吏員ヲ充ツルノ外市町村農會職員、市町村産業組合事務員、市町村吏員其ノ他適當ト認ムル者ノ中ヨリ市町村長ノ推薦ニ依リ知事之ヲ命ジ又ハ囑託ス
- 第三 米穀管理事務取扱員ハ一市町村四人以内トス但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第四 米穀管理事務取扱員ハ知事ノ指揮ヲ承ケ左ノ職務ヲ行フ
 - 一 管理米割當ニ關スル指導
 - 二 管理米證印ノ押捺
 - 三 管理米ノ集荷並ニ保管ニ關スル指示
 - 四 管理米保管狀況ノ調査並報告
 - 五 其ノ他米穀管理上必要ナル事項
- 第五 米穀管理事務取扱員其ノ職務執行ニ當リテハ米穀管理事務ヲ取扱フ關係団体ト充分連絡ヲ保ツコトヲ要ス
- 第六 米穀管理事務取扱員ニ對シテハ豫算ノ範圍内ニ於テ手當ヲ支給スルモノトス

鳥取縣告示第九百七十號

裝蹄師會令第七條ニ依リ左ノ通鳥取縣裝蹄師會成立シタリ

昭和十五年十二月六日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

會ノ名稱 鳥取縣裝蹄師會

事務所所在地 鳥 取 市

成立年月日 昭和十五年十一月三十日

鳥取縣告示第九百七十一號

昭和十四年十一月鳥取縣告示第七百十八號白米ノ販賣價格中左ノ通改正ス

昭和十五年十二月六日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

註記六ヲ左ノ通改ム

六 西伯郡弓濱部(米子市ヲ含マズ)ニ於テ販賣スル價格ハ本表價格ニ各等級共十四キロニツキ拾錢ヲ西伯郡大山村大字大山ニ於テ販賣スル價格ハ本表價格ニ各等級共十四キロニツキ十五錢ヲ加算スルコトヲ得

鳥取縣告示第九百七十二號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年十二月六日
一 組合ノ名稱及地區
(イ) 名稱

保證 鳥取縣信用購買販賣利用組合聯合會
責任 鳥取縣肥料商業組合

二 構成員タル資格
(ロ) 地區 區 鳥取縣一圓
(イ) 地區内産業組合

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及實施ノ日
(イ) 額

鳥取縣知事 八 田 三 郎

名稱	規格等級	單位	卸賣價格	小賣價格
山口縣產肥料用消石灰	二等水酸化 カルシウム分六〇%	二二KG 紙袋詰	、四九	、五三
同	同	十貫紙袋詰	、七五	、八〇
同	一等水酸化 カルシウム分七五%	十二貫俵入	、八九	、九五
同	同	二二KG 紙袋詰	、五五	、五九
同	同	十貫紙袋詰	、八六	、九二

名稱	規格等級	單位	卸賣價格	小賣價格
山口縣產肥料用生石灰	普通品 水酸化石灰ニ特ニ(マンガナ イト)ヲ混入シ作製シタル モノ	十二貫俵入	、一〇三	、一一〇
同	同	二二KG 紙袋詰	、六二	、六七
同	同	十貫紙袋詰	、九七	、一〇四
同	同	十二貫俵入	、一一五	、一二四
岡山縣產肥料用消石灰	特選品	三貫入	、三三	、三八
同	普通品	五貫入	、五七	、六一
同	特選品	八貫入	、八四	、九〇
同	普通品	十二貫入	、一〇一	、一〇九
同	上 (節二分目下シ)	十貫入	、八六	、九二
同	並 (節三分目下シ)	十貫入	、五四	、五八
同	上 (節二分目下シ)	五貫入	、四七	、五一
同	並 (節三分目下シ)	五貫入	、三三	、四三
同	荒 撰 別	五貫入	、七一	、七七

右各種別價格ニ
ヲ加算シタル額 一貫ニ付金三厘

- 一 本表價格ハ縣内省線及直通運帶社線各着驛ホーム渡價格トス
- 二 前項ト受渡場所ヲ異ニスル場合及小口轉送ヲ爲シタル場合ハ運賃其ノ他ノ實費ヲ加算スルコト得但シ倉庫保管料及同入出庫料(損害保險料ヲ含ム)ノ實費加算額ハ十貫ニ付十錢ヲ超ヘザルモノトス
- (ロ) 實施ノ日
昭和十五年十二月六日
- 四 認可ニ附シタル條件
 - 一 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 - 二 認可價格及實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第九百七十三號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年十二月六日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣荒物商組合

(ウ) 地區 鳥取縣一郡

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ荒物ノ販賣ヲ業ト爲ス者

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品名	銘柄	規 格		單位	卸賣價格	小賣價格	備 考
		材 質	寸 法				
兵庫縣產 炬燵 櫓	中角 大形	檜	一、一五 九二	一箇	一、二七	一、五二	桁巾一寸四分
同	四ツ子尺四	朴	一、四〇 〇〇	同	二、三九	二、八七	桁巾一寸四分 無節
同	同 尺五	同	一、五〇 〇〇	同	二、六九	三、三三	同
同	並大 尺四	檜	一、四〇 〇〇	同	一、一六	一、三九	節込
同	同 尺五	同	一、五〇 〇〇	同	一、二七	一、五二	同
同	大形	朴	一、一五 九二	同	一、六一	一、九三	桁巾一寸四分 丸棒及平棧入
同	四ツ子 上	檜	一、三〇 〇〇	同	一、九七	二、三六	小節 桁巾一寸六分 五厘

同	蓋	並大蓋	同	九五	同	三五	四二
同	尺四別蓋	同	一〇五	同	四五	五四	同
同	尺五同	同	一、一五	同	五一	六一	同
同	尺四	同	一、四〇	同	三九	四七	同
同	尺五	同	一、五〇	同	四六	五五	同
同	同	同	七〇	同	二七八	三三四	同
同	同	同	七〇	同	二五八	三〇五	同
同	同	同	八〇	同	一三六	一六三	同

一 本表價格ハ賣主店先渡稞價格トス

(ロ) 實施ノ日

昭和十五年十二月六日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲記スベシ

鳥取縣告示第九百七十四號
昭和十五年十二月入學セシムベキ鳥取縣師範學校尋常科准教員養成講習科生徒募集ニ應募希望者ハ左ノ要項熟覽ノ上同校宛願出ベシ
昭和十五年十二月六日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

尋常科准教員養成講習科生徒募集要項

一 募集人員

約三十名(全部公費)修業年限一ケ年

二 出願月日

自十二月一日 至 十二月十五日

三 志願者資格

高等小學校第二學年ヲ修了シ滿十六歲以上ノ者

四 考査場所

鳥取縣師範學校(鳥取市東町)

五 出願手續

志願者ハ左ノ書類ヲ本校校長宛提出スベシ

一 入學願書及履歷書(其他必要ナル用紙ト共ニ本校ヨリ交付スルニ付送先ヲ記入セル封筒ニ三錢切手ヲ貼付シタルモノヲ添ヘテ事務宛申出ツベシ
二 戶籍謄本(抄本ニアラズ)

三 報告書ハ出身學校長ヲ經由シ直接本校校長宛提出スルモノトス

六 考 査 日 時

十二月二十一日(土)午前九時ヨリ人物考査並ニ身體檢査ヲ施行ス

七 在學中學資概算

一 月額五圓乃至拾圓ノ學費ヲ補給ス

二 學友會入會金トシテ入學ト同時ニ五拾錢ヲ納入ス

三 學友會費ハ年額七圓トシ第一學期始ニ七圓ヲ納入ス

四 寄宿舎ニ於ケル食費、舍費トシテ月額約拾參圓ヲ要ス

五 其他圖書費、學用品費等合セテ年額約六拾圓ヲ要ス

八 服 務 義 務

卒業後ノ服務義務期間ハ一ケ年トス(初任紗月額參拾五圓又ハソレ以上)

九 其 他

一 卒業後學力補充講習ヲ實施シ凡ソ二ケ年後ニ於テ適當ナル方法ニヨリ尋常小學校本科正教員

免許狀授與ノ見込

二 事情ニヨリ寄宿舎ニ入舎スルコトヲ得

三 間合セノ書狀ニハ必ズ本人ノ宛名ヲ記入シ且返信料切手ヲ貼付セル封筒ヲ添ヘルコト

彙 報 第 八 十 三 號

事 變 特 報



舉 國 一 致

盡 忠 報 國

堅 忍 持 久

目 次

- 一 秋の稔りと祭祀……………(農 産 課) 三一頁
- 一 三國同盟と日本の苦難……………(時 局 課) 三六頁
- 一 百二十億貯蓄達成運動の實施……………(同 課) 四二頁
- 一 戦時食糧と消費規制〔四〕……………(同 課) 四三頁
- 一 性病と國民の純潔……………(衛 生 課) 四六頁
- 一 使つて育てよ代用品……………(時 局 課) 五〇頁
- 一 國家管理米に對する検査方針……………(規 畫 課) 五五頁
- 一 支那事變國債の賣出し……………(時 局 課) 五八頁
- 一 滿洲建設勤勞奉仕隊開拓團班返還報告……………(社 會 教 育 課) 五九頁

重 要 資 物 は 戦 線



秋の稔りと祭祀

△ 農 と 祭

人は食無くして生存し得るものではありません。之を得んことを神に祈り、之を得て神に謝するは蓋し人類自然の真心であると申さねばなりません。農民は食糧の増殖に來る年もくいとそしむのでありますが、決して自分達の力だけで之が得られると自負するものではありません。食糧が種子から芽生え、草丈見事に成育し、稔りよく收穫せられて、茲に人々が安んじて次の年まで暮すことが出来るのは畢竟神祕なる神業に依るものであるとして、只管農作を天に祈り地に謝するのが昔から萬國共通の農民の心持であります。従つて豊穰が穀物の神に祈られ、收

穫が感謝に満ちた歡喜で祭られるのは眞に人情の自然であります。

今日の世界に於ても、未開の民族が穀神に捧げる收穫の喜びの祭は何れの地でも必ず行はれて居るのみならず、あらゆる文明國に於ても到る處に今なほ大に行はれて居るのであります。之は人の生くる限り決して無くならない行事であると思はれます。何となれば文化人も人の血管に流れて居る血は民族傳統のものであるからであります。

△ 外國の農祭り

現在歐洲各國の農民の間にも穀物の神を祭る風習があつて、出來秋に盛な祭りが地方々々に行はれて居るのであります。例へばスコットランドでは刈取つた最後の穂の束を穀靈として祭り、デンマークでは之を人形に作り婆さんと呼んで祭に飾り、フランスでも之に似た習はしがあるさうです。

ドイツではナチスの天下となつてから農業を

重んずる政策を採ると共に、新たに收穫祭の意義が大いに認められてこれに意を用ひ、毎年政府後援の下に行はれる事となりました。其の代表的のものはピユツケベルグに開催される收穫祭です。毎年十月上旬に政府要路者、一般農民農村青年團員、労働奉仕團員等が全國より集合して活潑なる一日を送るのであります。なほ歐洲各國では此の外に葡萄酒祭が盛んに行はれ大いに賑ふのであります。そしてイタリアではムツソリーニ首相は一九三〇年から之を全國的の祭として有意義に執行せられて居ります。

支那では古代から農業の祭の中に蜡といふ收穫祭があつて、農事の終りとして臘八即ち十二月八日に行はれ、臘八粥といつていろ／＼の穀物で粥を造つて萬物に感謝し且將來を祈るのであります。孔子家語卷第七に

「子貢蜡を觀る、孔子曰く賜や樂しかりしかと。對へて曰く、一國の人皆狂せるが如くなりき、賜未だ其の樂しみたるを知らざる也と。孔子曰く百日の勞、一日の樂、一日の澤

は爾の知る所にあらざる也。張りて弛めざるは文武も能くせず、弛めて張らざるは文武も爲さず、一張一弛は文武の道なりと。」
かやうに年一回の收穫祭の感謝の氣ちがひさはぎを、孔子様も政治の要道として見道して居られる様であります。我國の農政學者佐藤信淵先生も特に祭の重要性を強調して居られますが其の理由の一つには之と同様の趣旨が含まれて居るやうであります。

農作物は國々に於て種類が多く、收穫の時期も一定ではありません。そこで歐洲諸國では麥類南洋の地方では甘藷といふやうに、何れの國でも自然其の國民又は民族の食料として、最も關係の深い物が祭の中心となつて居ります。

△ 我國の農祭り

我が國でも粟や麥や芋等の收穫期にそれ／＼についての祭をする風がありますが、何といつても米が中心であります。之は申すまでもなく建國の昔に於て 天照大神の御神勅に明示せら

れた處でありまして、之が體て新嘗の御儀の起りであると申されて居ります。

次に我國各地の農業祭を調べて見ますといろ／＼ありまして、季節的にも春祭、夏祭、秋祭、冬祭があり、祭の内容や意味も夫々異つて居りますが根本の意味は通じて居り、大要感謝と祈念との二つに別れます。従つて春祭は祈念祭等のやうに豊穰の祈願で、秋冬の祭は收穫の感謝であります。その他個人的に家々の行事等も數限りなくあります。殊に夏から秋にかけては八朔とかエビス講、イノコ、神送り、荊上の祝といふ様に次々に來るのであります。

然らば何故に左様に澤山同じやうな事が行はれるのかといふ疑ひが起りますが、之にはそれ／＼理由があります。第一には初穂即ち穀物で云へば新穀といふ事に關係します。之は其の年新たに出來たものゝ意味である事は申すまでもありませんが、之を神様に捧げる場合には其の中でも純良の部分を選びの人が人情であります。

其處に初穂、初物の觀念があるのであります。純良といふ事を推し進めて行くと、次には早く出來た物、他に魁けて實つた物、言ひ換へると何の穢れもない清浄なる物との考へが出て參ります。之は吾が國民性の特色では無いかとも思はれます。出來たての新しいものを奉るといふ裏情が強く働いて、實るのを待ちかねて段々と早くする事に努めるやうになり、其の爲に早稲が珍重せられ、或は未だ充分成熟せぬ物を穂のまゝ供へたり、焼米にして祭つたりするのであります。

然もかやうに祭を早めるやうにもなつても、農民に古くからある本の祭は決して廢しません。其處で行事が幾段にも重つて來るのであります。勿論行事が重複する理由は之だけではありませぬ。收穫の無事完了を希ふ氣持が強い事から之を早くする傾きも充分あります。

之等の氣持からだん／＼祭が早くなつて植付の時、更に年の始めに其の年の豊穰を前以て祝福する、即ち豫祝であります。かうする事から

次の實際の收穫もそれに倣つて良い結果がアヤカツて得られるといふ信念となりませう。歳始めに各地の田樂とか田遊びとか、御田の神事などで、田起し、糶播き、植付けから豊かな刈上げ迄を一通り演じます譯は、來る年の稲作がかくの如き順序で滞りなく行はれ、かくの如き收穫があるやうにと、豊作の型を演じて祈る次第であります。

尙この他にも行事が複雑化する理由がいろいろあります。例へば作物に依つて各々祭をするために麥の初穂祭、芋名月、大根の取入れ祝等が月に依つて残つてゐて、本來は其の作物の祭であつたのが時に依ると米を焼米にしたり、團子をこしらへたり、握飯としたり、酒に醸したりして米の祭が幾段にも構へを立て、祈られる様な實情もあります。

△ 農祭りのころ

農作物の收穫といふ事は、恰度お月様の満ちた時の如く物の完成であり、それと同時に次への轉換を意味するのであつて、茲に時としての

深い意味が含まれて参り、農作物の收穫が時即ち曆に關聯を持つて來るのであります。

南洋の或る民族では甘藷の收穫期を年の境として居る事もあるやうですが、吾國の曆もまた農業曆から起つて居ます。農作物の中で稻の收穫が最終期であるところから祈年祭の祝詞の中では「奥津御年」と稱せられて居ります。そして、それは同時に年の始めであります。本居宣長は古事記傳の中にトシは即ち稻を謂ふ語であると言張し、「穀を一度收むを一年とは云ふなりされば登志といふ名は穀が本にて、年月の登志は未なり」と述べて居ります。

斯様な觀念から、收穫の感謝と同時に來るべき年に對する祈りがあるので、收穫祭と祈年祭とを一と續きに含めることゝなる譯であります。感謝と云つても單なる感謝ではなく、自然と次に對する強い祈りと希ひとを持つて居るのであります。

收穫祭に穀神穀靈を象徴した動物や異人に假

装したのが出て來るのは、神靈に對して感謝を捧げる反面に、來るべき農作について祈る、といふよりも寧ろ誓約させ、内諾を得んとする爲のやうにも解せられます。祭に出て來る穀神の象徴をデンマークではライ麥の婆さん、イタリ

ーでは大麥のお母さん等と云つて居るさうです。處によつては祭に虎とか猪などが出て來るものもあるさうです。

ところが日本の田樂、田遊び及び其の系統の行事では獅子とか、駒、牛、蛇、異人(鬼)等が出て來ます。併し之等は穀神では無くても多くは農作の障害をなす物の象徴であつて、これ等にはその上に威力の勝れた神があらはれて退治します。かやうにして豊作萬々歳を壽ぐ一種の演劇、即ち芝居が行はれるのであります。之で前にも申したやうに次の年の實際收穫につき穀神が刺戟を受け、示唆されて願の通りに豊穰になると考へるのであります。之も寧ろ世界的に共通の思想と云へるかど存じます。

△ 收穫の喜びと感謝

只今は恰度全國を通じて秋の收穫の季節であります。此の季節は人々の心に落付いた氣分を持ち來す時でありまして、此の時期につくづく自然の恵みを感じ、神様に感謝と祈念をいたすことは、生命の源である穀物の生産に對するあらゆる人類の眞情の發露であります。それ故昔から今まで、何れの國でも時と處とを問はず秋祭が行はれるのであります。假令世が如何に進んでも、秋の稔りは昔ながらに大切なものたることを失ひません。況んや國を擧げて戰の將來に心を砕いてゐる今、幸に米の收穫を上出來であるといふ事は、皇祖の興へ給へる天佑と申さうか、陛下の大御稜威と申さうか、何たる幸でありませう。如何ばかり我が國民の心を安らかにするか分らぬのであります。唯其の有難さは太陽の光や熱と同様に、多くの人はそれに馴れてそれ程に思はぬやうです。併しそれは假に今年が大凶作であつたとしたら如何であらうと想像すれば、其の恐ろしさ其の大切さが

今更ながら思ひ知られる事と存じます。

又水戸烈公(徳川光圀)は爲政者として常に農民の福祉を心とせられた名君でありましたがそれでも「朝な夕な飯食ふことを忘れじな、恵まぬ民に恵まるゝ身は」と詠じて、農人形を作つて食膳の際必ず之に先づ初穂を供して農人の辛苦と恩恵とに感謝し、自身を顧みられた事は有名な話であります。農民に非ざる方々は、自分をより良くし、又この世の中をより良くする爲に此のやうな感謝の氣持と、物を無駄にせぬ心掛とを充分に御考慮願ひ度いと思ひます。

時局遂行に伴つて我が國の米穀事情は年を追ふて逼迫を告げるごとくなつて居るのでありますが、この時にあたつて吾々は秋の收穫を感謝すると共に、農業者は益々精勵し研究してその増産を圖り、職域奉公に萬全を盡すことに懸命の努力をなすことを覺悟せねばならぬと思ふ次第であります。(石黒農林大臣が嘗つて放送せられたるものに據る)



三國同盟と日本の苦難

日本の行手には二つの道があつた。一つは安易であり、もう一つは険しい道である。この何れを選ぶかについて日本自体は久しい間悩み抜いた。國內の意見が對立して暗黙の争ひが續いた。そして日本は結局、険しい苦難の道を選んだ。言ひ換へれば「狭き門」をくぐつたのである。日獨伊同盟とはこの「狭き門」である。

同盟結成のことが發表された日、日本の經濟の心臓部は愁然として對策に腐心した。即ち「狭き門」は舊來の經濟の基礎をゆるがし、日本の全政治、經濟の構造が將來大激變を受けることは、も早や疑ひなくはつきりしてきたからである。

日本經濟の對外依存は、こゝにやがて清算される。

なければならぬ。アメリカに頼つてゐた鐵も銅も石油も機械類もその輸入が閉ざされ、日本から輸出されてゐた生絲をはじめ諸々の輕工業製品もまた、その輸出が封せられる日の來るべき事を覺悟しなければならぬのである。之は日本にとつてまことに大きな變動である。同盟が發表されても提灯行列をやるどころか悲壯な覺悟を迫られるものゝあるのは、經濟と言はず軍事と言はず、正に世紀の大困難に直面すべき事が豫感せられるからに外ならぬ。

日獨伊同盟問題を『現實の利益』に於て把握してはならぬ。目前の利益の數々を擧げつらねて同盟の効果を語るが如きは、この同盟の壯大なる意義と、歴史的本質とを直觀し得ざる徒輩の戯言である。曰く、同盟は支那事變の容易なる解決を促し、わが南方への進出が約束せられ蘭印の石油・鐵・ゴム・錫等の重要資源はやがて我が手に收められ、その龐大なる市場は日本經濟の發展の温床となると云ふが如きである。このやうな効果を語つて同盟の歴史的本質を語

らざるものは、敢て偽を語るものである。その現實の効果を語る事の當否と眞偽とは遅くも半年乃至一年の後に具體的事實によつて證明せられるであらう。例へば支那事變は果して解決が容易になつたか否か、アメリカに代つて蘭印の石油や鐵が如何に輸入されたかどうか、日本の經濟は果して樂になつたか、都市經濟は如何、農村經濟は如何。

日本の選んだ道はそのやうな平安なる道ではない。キリストの語つた『狭き門』の哲理は、現實の苦難への挑戦こそが、永遠の平安と繁榮とを約束することを語るものである。又、日蓮がその苦難の來る度に自らの豫言せられた人であることの覺證に喜び、正しい法に對しては三障四魔奮然として競ひ起り、大迫害の至るべき内の必然であると告げてゐるのも、結局苦難に赴くべきことの意義を語るものに外ならない。

同盟を生かすか殺すかは、一つにそれを現實の效果に於て擷むか、或は宗教的態度に共通する歴史の直觀を以て擷むかによつて決る。若し

これを現實の效果によつて把握した場合には、それが目前に失ふものを多からしめたならば同盟を疑ひ、その不利益を語るやうになるのは當然である。例へば國民の經濟生活が益々窮迫し對英米依存によつて經營の立つてゐた企業が倒産して、貿易が不振となり、生絲の値下りを來し、繭の減産を餘儀なくせしめられた場合に、果してその利益主義者は何と言ふだらうか、その時に、この人々は奮勵して日本の歴史的苦難を克服すべき勇氣が生ずるであらうか。答は否である。

二

日本は今や生死の關頭に立つてゐる。大きく生きるか、小さく死するかである。難を避けて平凡な僧侶として終るか、或は生死をかけて法華經を全讀するか。また十字架を逃れてローマの現實の權威に服するか否かの岐路に、曾つて宗教上の偉人が立つたと同じやうに日本もまたいま其處に立つてゐるのである。

日本の選んだ必然の道はまことに苦難の道で

あるが、この日本の運命が國民に理解されないならば、日本の運命はまた何と言ふ悲しむべき運命であらうか。泣き叫びながら苦難に直面する悲劇は地獄の慘劇である。敢然として難に赴く喜びは、それは解脱の歡喜であり、天國へ至る道でなければならぬ。かくて我々は何を訴へ何を語り、如何に現實の眞實を傳へるべきかが自ら決ると思ふ。

いま世界の經驗してゐるこの混亂は、決して早急に終熄すべき筋合のものではない。前世界大戰が四年の永きに亘つたとすれば、それよりも短い道理はないのである。地球はいま新たな世界を創出する爲に煉獄の中にある。爆彈は炸裂して大地に火孔を穿ち、大海は咆哮して巨艦を呑む、新たな時代を創出する鍛鍊が、かくも激烈なものであるかを見て我々は驚かざるを得ないのである。而もこの戦争は前大戰にみるが如き單純なものでなく、諸々の國家勢力が虚々實々の外交戦を展開して、複雑を極めてゐるのである。

獨伊によるヨーロッパ新秩序も決して一朝一夕にしてなるものではない。その安定を見るまでに果して同盟期限の如くあと十年にして成るであらうか。東亞の安定もまた後十年やそこらの短日月を以て成るとは思へない。たとへ英國が獨伊の武力の前に破れても、それは直ちに獨伊勢力によるヨーロッパの安定とは言ひ難い。ヨーロッパの諸民族に生活を與へ、方針を授けその内的衝動によつて諸民族自体が新しい安定的秩序と精神の下に連行を始める迄には、早くとも四半世紀の煉獄の時代を要するのではないか。この長き年月の間にヨーロッパの有様は大きく一變し、地圖の色は變り、生活も方式もまた新しく變改せられるであらう。

併しこのやうな我々の想像がはるかに壯麗な形で具体化されるまでには尙涯しなき混亂の時代を重ねなくてはならぬのである。その間には新秩序に抗する反亂も起り、ヨーロッパはまた飢餓から逃れ得ないであらう。そして流血の慘がまだ長く續けられてゆくであらうが、最

後に於て獨伊による新秩序と矛盾するものとして今日獨伊の政策に對して、半ばこれと協調的でありながら本質的に異つたものを抱くソ聯がある。彼はその端倪すべからざる計畫性を以て戦亂から超然としつゝ、他日を期して武力を養ひ内を固め、外には巧な宣傳を以てその目的達成に進んでゐるのである。

いまソ聯は第三者的な立場にあつて獨伊と協調を保ちつゝ、一方では英國に對してその徹底抗戦を促してゐるのである。英國の共産黨の活動は如實にこの線上で動いてゐる。ソ聯はヨーロッパの混亂の擴大を望み、第一に舊い支配者たる英國の没落を期待するが、同時に獨逸の興隆をも歓迎しないのである。それが爲にはアメリカを參戰せしめると共に、太平洋に於てもまた日米の衝突を期待する。

今日米國の共産黨は、同じく明らかにこの線上で動いてゐる。また彼は決して支那事變の短期終熄をも欲しないのである。

三

このやうな立場に立つソ聯の動向を考へずには將來の世界を考へることは勿論出来ない。そして同時に、日獨伊同盟はこのソ聯との協調を考へなければ畫龍點睛を缺くのである。

かくの如き複雑な事態は、今日既にその相貌を現はしてゐる。世界は決して二大陣營の爭覇の形で動いてゐるのではないのである。そしてこの複雑性は、戰爭が擴大して世界的規模にまで展開するに従つて、益々繁くなるであらう。世界史の糸が全くもつれて解き口の判らない状態に至るのである。このもつれた糸の解き口を見出して始末をつけるまでには、それこそ計算の單位を何手から何手手に繰上げなければならぬ。いまは漸く糸がもつれ始めたばかりだ。

かかる世界の混亂の關頭に立つて、日獨伊同盟が果して如何なる効力を發揮するかは蓋し未知數であるが、その眞の効果が明らかになるにはこれまた幾年月を以て計らなければならぬ。碁の達人は、今の局面とは一見無關係なるが

如くにして、遠い將來に於て一石全盤の重みを支ふるが如き布石をなすといふことである。狭き門を選んだ日本の今回の布石は確かに明哲の石であらう。しかし、その石は現實の生活には一見何の役にも立ちさうにも見えないが、やがて計量すべからざる意義を帯びて登場して來るであらう。世界が混亂にもつれ去つた時に、糸の解き口としてそれを役立たしめねばならぬのである。

この布石に對しては我々はやはり大布石として遇しなくてはならぬ。目前の効果を發揮させるために、焦つてこの石を殺してはならぬのである。

× × × × × × × × × ×



百二十億貯蓄達成

運動の實施

支那事變の目的を完遂し、世界新秩序を建設する爲高度國防國家を確立するは現下の急務である。而してこれが所要資金を調達する上からは勿論、購買力抑制の見地からしても百二十億貯蓄達成の必要は愈々緊切なる事柄である。

依つて此の際特に本運動を起して舉國一致更に貯蓄報國の念を振起し、貯蓄の實踐に努め戦時財政經濟を確保して時艱の克服に邁進するため本縣では來る十二月五日より同十四日までの十日間を以て『百二十億貯蓄達成運動』を實施することとなつた。その實施に當つては「昭和十五年年度鳥取縣國民貯蓄獎勵方策」「昭和十五

年度鳥取縣天引貯蓄方策」及び「昭和十五年度市町村に於ける國民貯蓄細目」に基いて次の事項に重點を置き、國民貯蓄實踐運動の強化推進を圖るものである。

- 1 市町村、會社、工場、鑛山、商工關係團體、農林水産關係團體、貯蓄組合及び金融機關團體等に於ては本年度貯蓄増加目標額に對する貯蓄実績に再檢討を加へ、一段と成績の向上に努め必ず目標額達成を期すること

- 2 生産物賣上代金收入の場合及び家計に餘裕ある者の收入等に對しては、其の源泉に於て天引に依る國債の購入若くは高率貯蓄を強行する様一層勵行すること

- 3 年末賞與高率貯蓄及び年末購買力吸収の徹底を期すること

- 4 地方税制改正に伴ふ國債購入運動は、十二月賣出の國債を以て豫定額以上に消化せしめるやう極力努めること
- なほこれが實施については各地方の實情に應

じて適切なる實施計畫を樹て効果の萬全を期すると共に、般賑産業關係者並に大所得者家計に餘裕ある者の實踐を特に促進することになつてゐるが、その運動方法については左記の參考案を參照して實施せられるやう希望してゐる。尙特別の事情がある地方に於てはこの運動期日を多少變更しても差支へない。

△ 運動方法參考案

- 一 集會宣傳
講演會、座談會、協議會、常會（部落會、町内會、隣保班等）、映畫會等の開催及利用
- 二 街頭宣傳
立看板、店頭廣告、紙芝居等
- 三 印刷物宣傳
ポスター、パンフレット、リーフレット、新聞廣告、會報回覽板利用等
- 四 興行場等宣傳

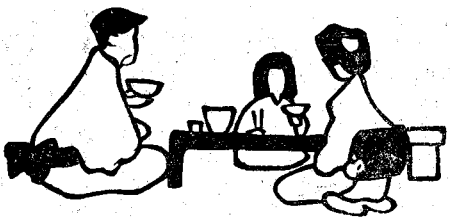
劇場、映畫館等休憩時間場内放送、スライド上映、プログラムへ標語印刷等

五 其他

報道機關及び各種金融機關の動員、各種團體の動員、ラヂオ地方放送、メッセージ發表、指導督勵班派遣、移動郵便局の出場等大藏省又は縣に於て實施、並に交渉豫定の事項

ポスター及び紙芝居配付、週報及び寫眞週報に記事登載、新聞廣告、ラヂオ放送、大講演會、講演映畫會、郵便局日付印へ標語挿入、預貯金取扱時間延長、百二十億貯蓄に關する小學校兒童作文佳作發表、劇場映畫館等休憩時間場内放送、スライド上映、報道機關及び各種金融機關の座談會

x x x



戰時食料の消費規則

【四】

第五 食物尊重の精神

一、近代文化の進展と食物

戰時たると平時たるとの如何を問はず、食物が吾人の生命存續上一日も缺くことの出來ぬ大切な資源であることは云ふまでもありません。従つてこの必要な食物を常時に尊重し、これが消費に當つてはその最大の効率を擧げるやう留意しなければならぬことは固より當然の理數であります。

然るに近時食糧生産技術の進歩と、食糧生産過程に横はる自然關係の諸脅威が或る程度まで克服され、他方これが配給部門に横はる交通運輸の長足なる發展は、國の内外を通じて比較的

迅速に有無相通せしめ得るやうになり、且つその配給が交換經濟場裡に於て極めて圓滑に取り運ばれるに至り、人類は世界を擧げて食糧缺乏の危機から解放せられたかの感を抱かしめました。

然し戰時もしくはその他の社會的原因に依つて、食糧生産關係に異常現象が起つた場合には食糧の配給消費の全部門に亘つて大動搖が起るのでありますから、そこには決して平和の状態はあり得ないのであります。

又平常時に於きましても、今日如何に農業技術が進歩してゐても、大自然の暴威はそれを乗り越えて生産關係の恒常性を破るのでありますかくして既に生産關係に一定の動搖が起ればこれに照應すべき配給關係、消費關係にも動搖が起り、決して近代人が食物に對して持つて來た安易感をその儘持續するわけには行かないのであります。

それ故かゝる食糧非常時に處するためには、一面に於ては常に食糧の生産、配給、貯藏、利

用等の全部門にわたつて遺憾なき対策を準備してその危急に備へると共に、國民一般の食物尊重の精神を十二分に養つて置かねばならぬのであります。

二、父祖の食物尊重精神

武士にあらざる吾々の多くの祖先は、身を以て體驗した過去の經驗によつて、食物の極めて貴重なる所以を體得して居りました。——ホンの片影ではあつても今日の吾々の腦裡には未だその殘照がある筈であります——打ち續く天災地變や戦争等の慘禍によつて齎された痛ましい幾多の飢餓現象等は、祖先をして益々此の觀念を牢固たらしめたものであります。

これ等幾多の貴重なる體驗が、具體的な食物消費の場合にのぞむと、自然に「勿體ない」と云ふ觀念に凝結して現はれます。此の氣持は當然に食物に對する感謝の精神で一ぱいとなつて來ます。殊にそれが米を生産する農民に於てはこの精神は最高度に達して一粒の米をこぼして

も「勿體ない」「眼がつぶれるから拾つて喰べよ」と説く母親のシツケとなつて現はれます。一粒の米を生産するにも父や兄の貴い汗がどれだけ多く流されてゐるかを説かれた場合、如何なる「人の子」か又これに逆らい得ませうか。自ら嚴肅な氣持に引立てられて自然に頭の下るのを禁ずることは出来ないであります。

斯様にして吾人は極めて近い過去まで食物に關する感謝尊重の精神を植え付けられて來たのであります。然るに自由と營利を基調として發達して來た資本制度經濟社會の發達は、漸次この種の精神を蠶食喪失せしめてしまひ其處に嘆かはしき食物浪費の風習を成長せしめるに到つたのであります。

今は戦時であり、且つ食糧不足やその充實の問題がやかましく論せられてゐる際であるから多少この傾向は是正されては居るものゝ、未だ以てそれが往昔の食物尊重の精神にまで結集されては居りません。一度び放漫に慣らされた精神は決して簡單に是正され得るものではないの

であります。此の精神弛緩に緊張を與へる爲には、極端に言えば寧ろ極度の食糧缺乏状態を導いて叩き直す必要さへあると思はれるのであります。

三、大和魂も米より發現

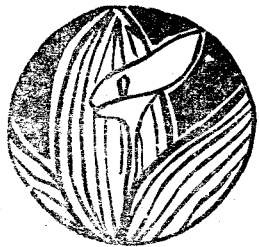
目下我が國は興亞の大聖戦を敢行してゐるのであります。この戦時條件の下に於て頓に食糧需給關係に異常性が顯現しつゝあります。此の秋此の際今一度考へ直して見る必要はないであらうか? 「一粒の米でも無駄にしてはならぬ」と教へられて來た日本民族の持つ過去の貴い經驗から生み出された食物尊重の精神を、新たに近代精神によつて練り直し、洗練された近代國家觀念にまで進めて、皇運の扶翼、國土の防衛、國民生活の確保に新しい時代の世界觀にまで守り育て、之を現代に復活せしめ、これを後代の國民に傳承せしめて長く子々孫々に到るまで遵奉せしめることが、吾々現代人の我が神國日本を永遠に生かして行く上の大切な道ではありますまいか。

世界に冠絶する日本精神、その日本精神の最高表象である「大和魂は、米から生れる」と云つて敢へて過言ではありますまい。それ程に吾々日本人の生活と米との關係は密接不可分のものであります。

この尊い米を大切にせよ、米の消費に當つては「勿體ない」と云ふ精神を活かせ。若し炊がうとするお米の粒を不注意にこぼしたり、臺所から泥溝に流し去つたり、食べ残しをしたり夏になつて饅^たえさせたりして捨て、顧みないやうな勿體ないことをする不心得者があつたらそれは日本人たるの資格がない、銃後を託するに足らぬ者である云ふことを、此の際強く叫んで一粒の米の貴重なる所以を實踐的國民運動たらしめねばならぬと信ずるものであります。

x x x x x

x x x x x



性病を國民の純潔

本縣では去る十一月二十二日附鳥取縣令を以て「鳥取縣花柳病診療所診療費及手數料徴收條例」を公布したが、此の際この花柳病即ち我が時局下に於ける性病の問題について記して縣民諸君の考慮を煩はしたいと思ふ。

性病は實にいたましい病氣であるが、國民の理解ある協力さへあつたならば、現代醫學の力を以てすれば直ちに歐米のそれを凌駕するまでにこれを征服し得るのである。

戦争に伴つて性病が蔓延するといふことは事實であつて、その歴史的の實例は少くない。特に前の歐洲大戰時に於ける歐米各國は、應召者

中に性病のために軍務を果し得ぬ者を多く發見したことに端を發して性病豫防の大運動を起し國を擧つて本病撲滅の氣勢を上げてゐるのである。イギリスなどは自らいはゆる紳士國を以て任じ、口に性病豫防を叫ぶさへ遠慮すべきこととして娼婦の取締を中止し、「イギリスには賣春婦なし」と空うをぶいてゐたのだが、蔓延の實情を見て大いに狼狽して性病豫防委員會の活動を促し、性病豫防法を發布し、全國に性病診療所を設立して國民は誰でも無料で診療を受けることが出来るやうにした。

性病の統計は正確を期し難いものであつて、その患者數もどの邊まで信用できるかはむづかしい問題である。従つて我が國の現狀に於てもどの程度まで性病が蔓延してゐるか云ふ數字的根據は求め難いのであるが、例へば昭和十三年度壯丁検査に於ける受檢者の性病罹病率は一〇・八%であつて、この數字は昭和八年以來の高率であつた。昭和八年が滿洲事變の年であり昭和十三年が支那事變第二年であることは云ふ

までもないが、このやうに戦争や事變に伴つて性病は増加して來るものである。

戦争の敢行に當つては如何なる大國民でも多少氣持の荒むもので、この氣分上の缺點と、戦争に伴ふ軍需品工業の發展による經濟上の餘裕が、この性病蔓延の機會を多からしめるのは事實である。

性病はひとり戦争中のみならず戦後にも増加するものであつて前歐洲大戰の際には戦争終了後約二年目の一九二〇年頃歐洲各國の性病蔓延は最高に達し、その後熱心な豫防措置によつて漸次減少したのである。

今次事變の終了は未だ何人も豫断を許さぬのであるが、戦後に於ても本病蔓延の心配が充分あることを銘記すべきである。

我が國に於ける性病蔓延の狀況は一般から比較的認識されてゐないが、性病の一つである梅毒だけに於ても昔から「自惚と微毒氣のない人はない」とまで云はれるほど多かつたもので

その後特別な豫防事業があまり行はれてゐないところから見てもこの微毒がそんなに早く一般國民から消え去る筈はないのである。

事變前の事であるが大坂のある工場で働いてゐる男女職工數千人の血液から微毒反應を検査したら、その一割二分は微毒があり、職員の方も一割の微毒患者であつたさうである。又東京市大塚の健康相談所で、主として結核のため相談に來る人の血液で微毒の検査をしたら、この場合も一割強の微毒患者のあることが證明されたし、同じく東京市の或る病院の皮膚科で、外來患者の血液によつて片はしから検査したら約二割に近い微毒患者のあることが分つた。

今これ等の數字によれば我が國成人間に於ける微毒は約一割はあると考へねばならぬのである。しかし微毒は潜伏性のものも多く、多くの人は大した苦痛もなく経過するので更に注意し難い。然し微毒は重い内科の疾患や再起不能な精神病の原因になるばかりでなく、子孫に遺傳し胎兒の内に流早産として死なせる等恐るべき

害毒であるので、この點その治療豫防が特に叫ばれるのである。

淋病患者は微毒より多く例へば壯丁検査に於ては淋病が五、五に對し微毒一の割合と云つたやうな數字となつて現はれてゐる。

以上のことから國民の性病患者數は大變な大きな數になるので、この疾病が國民保健に及ぼす悪影響は想像以上である。



「微毒患者は五十年以上生きない」、「微毒は十人中一人を斃す」といふ注意はアメリカ合衆國に於ける性病の危害を周知させるために使用された言葉である。實際に我が國の統計に於ても直に生命を冒す重篤な内科的疾患である心臟病、血管病、神経病、肝臓病等の約三割は微毒が原因となつてゐると云はれ、精神病の二割は微毒のためであり、失明の約三割は淋病が眼に入つてなる風眼の爲であり、一割弱は微毒性眼病から來るのである。従つて實社會に於ける最も哀れな部分に屬する人々をつくつてゐる疾

病であるにもかゝらず、一般人からそれほど怖れられてゐないのが不思議に感ぜられるのである。

現在の我が國で一番困ることはこの病氣によつて惹起される不妊症と死産の増加である。即ち微毒患者の子供は十人中六人以上も流産早産乃至は死産として生まれ、假りに普通に生れて育つても遺傳微毒兒であつて虚弱で低脳、氣狂盲目、聾啞などで一人前の立派な人間になることが出來ない。又淋病による不妊症は驚くほど多く、世間で子なき夫婦の約五割は淋病が原因であつて、淋病は遺傳はしないが子寶が出來ないし、毒微の方は妊娠はするが丈夫な子供が得られないのである。

今回の事變で故國を後に第一線に勇躍出征中の將士の數は夥しい數にのぼるのであるが、これ等の將士の止むを得ざる不在により我が國の出産數は自然と下向すること、思ふ。これを補ふ唯一の方法は銃後を守る人々の出産増加を圖ることである。

從來我が國の出産率は世界に冠たるもので、昭和十一年が二九・九で、之に對してイギリス一

五・三、フランス一五・〇、イタリー二二・四

ドイツ一九・〇、アメリカ約一七・〇で先進國中

斷然優位にある。(しかし我が國の出産率増加は追々減少しつゝあることは度々記した通りである。)

この生れて來る幼兒を保護することによつてその死亡率を低下せしめ、消極的ではあるが人口増加率の減少を防止しようとしてゐるのであるが、それよりも更に必要なことは銃後の人々が今までより一層「生めよ殖やせよ」と

優秀な子孫を澤山に作ることである。このためにも性病の撲滅といふことは極めて緊要な問題なのである。



性病とは微毒、淋病、軟性下疳、第四性病の四つを指していふ言葉であつて、その原因になる菌は各病氣毎にちがつてゐる、感染するには汚ない接觸が條件であり、醫學的には病原體である微菌が附着することが條件となるのであ

る。

性病豫防の要諦は「君子危きに近寄らず」の筆法を最良とする。病毒が永く子孫までも苦しめるものであることを心に銘記すれば、誘惑も避け易くなると思ふ。また性病は若者が好きである。實社會の事例から云つて、上の空で惡所に足を入れた人が多くは罹病する。この種の感

染が防止出來たら世の中の性病は直ちに半減し得るのであつて、從來定められてゐる花柳病豫防規則も、今度出來た花柳病診療上の縣令もみなその感染防止を目的として制定されたものである。

何としても性病豫防については、第一に「護れ純潔」第二に「忘るな豫防」がいちばん大切なのである。

東亞建設の前途は遠遠である。堅忍持久長期建設である我等銃後國民の使命は第一線に銃を

將兵と同じであつて、各々工業に商業に、農業漁業等それ々の銃後職業戦線に職域奉公の赤誠を捧げることであり、又更に優秀なる子孫

をして昭和の聖業を相續せしめることである。興亞大業の成否は人的物的兩者の總動員にあるが、最後は「人」の問題であるといはねばならぬ。一部の人が如何に努力しても、國民大衆の熱意ある協力が充分でなくては不可能なことであつて、その協力のためには國民各自すべての體力の強壯なことが必要なのである。「健康報國」とはこの意味であつて、健康を保たない限り如何に頑張つても萬全の御奉公は出来ないものである。

頑丈にまかせて休養を忘却すれば結核があるし、元氣に委せて悪所に行けば性病の伏兵がある。身を持つるに注意深く、愉快に元氣に働いてその職場々々を完全に守つてこそ非常時の御奉公である。またこの純潔を守つて、以て將來第二第三の國民の素質の優秀を維持することこそ真に我々現代の國民が將來の國民に對する崇高な義務である。

備 考

今回鳥取米子兩市に開設した縣立花柳診療療

所に於ては、藝妓や酌婦のみでなく一般縣民の花柳病も極く低額料金を以て診療する事になつて居るから成るべく多數利用して頂く様希望する。



使つて育てよ

代用品

◆ 代用品と國力

今回、全國的に代用品愛用思想を普及させるため、商工省主催の下に九月十日から明年一月二十五日まで全國各地プロク別に、東京、函館金澤、神戸、高松、鹿兒島の六ヶ所で「代用品工業振興展覽會」が開催せられ、近畿、中國地區としては十一月二十六日から十二月二日までの一週間、神戸でこの展覽會が開かれてゐましたので、この期間を以て本縣でも「代用品愛用強調運動」が實施せられたことは前號及前々號に記した通りであります。

考へて見ますと「高度國防國家の建設」「大

東亞經濟圏の確立」と、内閣の聲明や政治新體制の宣言の中には言はれてゐても、代用品がそれ等のことにどんなに大きな役割をもつてゐるかを考へる人は案外少いのではないでせうか。

一九三六年にヒトラーは次のやうに叫びました。「ドイツは今後四ヶ年の間にあらゆる外國からの資材に依存しないやうになる必要があるわれわれドイツ人の創造的能力によるか、或は化學工業、機械工業の力によるか、ともあれ何等かの方法によつて資材の自給を達成せねばならない」と。そして化學的人造材料の創造に基づく自給自足計畫が着々と進められてきたのです。「我に四ヶ年の時日を與へよ」これが一九三七年、デユツセルドルフに開かれた展覽會の題目でありました。かくて四年後の一九四〇年(本年)、新興ドイツの威力は全歐洲を制壓しやうとしてゐます。この輝かしい成功の裏に如何に代用品が大きな役割を演じたかはやがて明らかになることとせう。

われわれ日本の代用品の問題も同じく資源の

問題です。

甲の代りに暫く乙で間に合はせるといふやうな中途半端なことではなく、我が勢力圏内の原材料に基いて工業資料の自給を圖り、大東亞の盟主としての經濟力を培養すること、それが代用品の進むべき途なのです。

◆ 代用品の生長

代用品の問題が大きく登場したのは我が國では支那事變が始まつてからのことです。それ以來現在まで代用品が進んで來た段階は、大きく見て凡そ三つに分けられます。

その第一期、いはゞ搖籃時代には、何よりも先づ代用品の出現が必要でありました。

軍需を確保して輸入を防遏するためには何か新しい材料はないだらうか、新しい考案はありはしないか、さうした發明奨励といったやうな考案が先づ第一の問題でした。従つて折角の思ひつきを無にしないうやうにと、政府の指導も幾分寛大にならざるを得ませんでした。次ぎと出てくる芽生えの中にどうも育ちが悪さ

うだと思ふものがあつても、「もう少し様子を
見よう」とそのまゝ放任される場合もあつたわ
けです。そしてその結果、實に數多い代用品が
すらりと頭を出したのが一昨年頃の状況です。
第二期になると様子は半分違つてきました。
材料が少なくなつたり、或は品質が悪くてとも
見込のないやうな芽生えは、ひとりでに萎れて
しまひ、反對に豊富な材料をもとゝしたものの、
品質の改善が着々と行はれるやうなものとはどん
／＼と伸びて行く。政府もまた、良い強い芽生
えを充分生長させるためにいろいろな手助けを
する。その結果僅か二年程の間に、代用品の或
る物は充分實用に堪へ、更に既存品を凌駕する
域にまで育つことができたのです。

一方時局の進展に伴ふ現實の物の不足は、代
用品に對してこの上ない温床を提供しました。
物が無ければ餘り品質などかまつては居られな
くなる。危つかしい品でも無いよりはと、代用
品が目に見えて賣れました。かうなると萎
れてゐたものが急に蘇生し、いかゞはしい芽生

もニヨキ／＼と頭を持ち上げ、たちまちの中に
かうした雑草が良い代用品のまはりに密生し、
世人の前にはゆるる代用品として一まどめに登
場したのです。

これが最近までの状態でした。だが、かうし
た混沌たる有様がどんな弊害を齎らすかは直ち
に想像できることです。そしてこの弊害を除き
代用品の本當の使命を果させることが第三期の
目標なのです。

◆ 代用品の人為的淘汰と

日商選定新興品

玉石混淆の状態が続けば、結局代用品全體の
信用が地に墜ちてしまふのは當然であります。
粗悪品が國民生活を脅かすのを手を拱こまいて見
てゐれば、優良品も捲き添へを食つて悪者扱ひ
されるのは覺悟しなければなりません。つまり
粗悪品の淘汰は代用品の名譽のために是非必要
であります。

更にもつと根本的な問題としては、品質は相
當良いにしてもその原材料が果して適當なもの

かどうか、その原料の性質が充分に活用されて
ゐるかどうか、かうした検討が新たに加へられ
なくてはなりません。代用品は資源の問題です
限りある資材を最も有効適切に使ふのでなけれ
ば、自給自足經濟は達成されません。これが原
材料の關係から見た代用品製造調整の問題なの
です。

かうした代用品は人為的淘汰の時代に入りま
した。もちろん第二期に於ても良いものを伸ば
す手段はいろいろと講じられたのですが、悪い
ものを亡ぼす積極的な方法は未だ用ひられな
かつたのです。その意味で前の時代は代用品が自
然的淘汰に委ねられてゐたといへるでせう。だ
が逼迫した我が經濟の情勢はこれ以上の放任を
許しません。國防國家完成の一環として、戦時
國民生活の支柱として、代用品の使命が倍加す
るに伴つて、政府の指導も大いに積極化して來
なければならなかつたのです。

こんど日本商工會議所で、各方面の専門家を
集めて數多い市販品の中から特に優良品を選び

出して、これに赤い四角な紙に「日商選定新興
品」のマークをつけて、一般消費者に對して
「この代用品なら安心して使へます」と買入の
目印を興へることになりました。このマークの
ついた商品には原則としてその缺點なり使用方
法なりを表示することになつてゐる外、耐久力
が餘りに弱いといふやうな場合には製造者なり
販賣者なりで責任を以て取替へ、修理に應ずる
といふ極めて信用本位な仕組になつてゐるので
今まで買入に迷つてゐた一般消費者にとつては
誠に有難いことだと思つてゐます。

◆ 消費者の關心

「純綿です」といへば二・三割混紡のものも飛ぶ
やうに賣れ、代用品賣場に陳列すると、今まで
賣行きよかつた同じ商品が急に敬遠されると
いふのが、これまでの代用品の運命でした。否
今でも代用品といへば間に合せ物と心得てゐる
人が多いでせう。代用品といふ名前の感じのせ
いか、社會的に大きく取上げられた粗悪なス
フの汚名が代用品全般を蔽つてしまつたためか

百貨店の商品の大半が代用品で、消費者も充分にその恩恵を蒙つてゐながら、一般の認識がどうもかんばんらしくないといふのが現状です。

百貨店の代用品の賣行から見ますと、代用品の賣れないと云ふ場合は、(1) 被代用品が潤澤にある場合、(2) 優良な代用品が無い場合、(3) 被代用品より高價な場合、(4) 顧客に使用経験のない場合、(5) 粗悪代用品に懲りた場合、(6) 不經濟になる場合、(7) 新聞雜誌等で攻撃を受けた場合、(8) 奢侈性があり高級高價なもの、場合、(9) 販賣品が商品知識に乏しい場合、(10) 顧客に愛用精神の乏しい場合等があります。

これは今後の代用品政策に多くの示唆を與へてゐます。そして既に述べた所から、代用品の進む途が、これ等の悪い條件の克服に向つてゐることが分りませう。「日商選定新興品」、使用心得の説明、代用品の製造調整、價格や規格の問題等いづれも一般消費者に對する生産者と販賣者の實行に外ならないのです。

この他に大切な顧客の愛用精神の乏しい場合が残つてゐます。

◆ 使つて育てよ代用品

ス・フの非難をする人は、やゝもすると感情に走つてステープル・ファイバーが綿花や羊毛の輸入を喰ひ止めて、何億と云ふ金を軍需品の購入に振向けた役割を忘れ勝ちで有ります。代用品の價格が問題にされると、常に被代用品より安いことが厳しく要求されて、育てるための寛容はどかく認められぬ風がありました。勿論、月一月と強度を増すス・フ糸からは、實際に強い織物を豊富に作らねばならず、價格を最低ならしめる努力は當然續けられなければなりません。今まで代用品に非難が多かつたのは責任の大半は、生産者なり指導者なりの側にあるといへるでせうが、しかも消費者に代用品愛用の精神がなくて、どうして健全な代用品が生長し得るでせうか。

繰返して述べたやうに、代用品は我が日本が力強く國威を伸ばすために、是非解決せねばな

らぬ問題です。國力を培養するために進んで使はねばならぬものが代用品なのです。止むを得ず使ふといふのでは餘りに消極的過ぎます。大工業の健全な發達は消費者の親切と注意によつてはじめて成し遂げられるものなのです。どうせ解決せねばならぬものなら進んで事に當らうではありませんか。「使つて育てよ代用品」、愛用を通して、愛用するに足る代用品を育てようではありませんか。

戦時國民生活の刷新は澎湃として唱へられてゐます。代用品は新しい經濟生活の大きな支柱なのです。どうか皆さん代用品を愛していただきたい。その役割を認識していただきたい。そして一億一心、相共に高度國防國家完成に協力しようではありませんか。

x x x



國家管理米に對する 検査方針

米穀國家管理米の事に就ては既に詳しく説明して置きましたが、今回縣ではその検査方針を次のやうに決定して各位の協力を願つてゐます

(一) 検査の種類

- 1、管理米(販賣米)全部に對して移出検査(検査料八錢)を行います。
- 2、管理米以外の米でも總て受渡する米は移出検査を行います。
- 3、従つてこれまでの生産検査や入庫検査は移出検査にかわるわけです。

(二) 検査員

検査は今度新たに縣が任命する常置の検査員補

が一定の検査區域を分擔して行ふことになりま
した。

(三) 検査場所と日割検査

移出検査は、政府が指定した政府買上米指定
倉庫と、縣が指定する管理米保管倉庫又は補助
倉庫で行ひます。従つて日割検査をすることに
なります。但し管理米以外の受渡する米の移出
検査は、適宜な處で集合検査を行ひます。

(四) 検査の申請と検査

検査の申請は、其市町村の産業組合若しくは農
會が一括して其の検査區の検査吏員に提出する
のですが、検査は適宜な小口に對して行ひます

(五) 管理米及検査の表示

1 管理米には、總て楕圓の中に公の印を押捺
します

2 検査の表示は検査規則の定むる處によつて
移出検査の表示即ち等級、品種等の毛判を俵に
押捺します。

(六) 俵 装

1、新俵(二重俵、三本繩複式編俵)を使ふの

が原則であります。止むを得ない場合は、米
の脱漏しない程度の古俵も認めます。若し前檢
査の表示があるときは、形の分明しない程度に
豫め抹消しなければなりません。

2、縦繩は一本で掛方は移出俵装の仕様を原則
としますが、本年に限り生産俵装の掛方でもよ
いのです。横繩は従前の通りです。

3 繩は總て周り一寸乃至一寸二分の摺掛の太
繩を使ふのが原則ですが、本年に限り摺掛でな
い九分の中繩でも認めます。九分以下の細いも
のは取り換えさせますから注意して下さい。

4 小口際の不十分なものは、絶対に直さなけ
れば検査しませんから特に注意して下さい。

(七) 皆掛重量

皆掛重量は容量検査の基礎であります。票箋
記載重量と百匁以上も相違して居る場合は、全
部掛直させますから、各俵につき正確に計量し
て票箋に記載して下さい。

(八) 正 味 量

1、正味量検査は六月一日から八月三十一日迄
の期間は四斗三合、其他の期間は四斗を検査の
定量とします。

2、糶摺した時には米が膨脹してゐますから、
六月一日から八月三十一日迄の期間は四斗八合

其他の場合は四斗五合必ず入れて下さい。

3、計量方法は、俵を水平に置き、俵口約八寸
の高さから徐々に落下し、一割以上餘分に盛り
静かに斗概を向押にして下さい。糶摺した時こ
の入方をしないと四斗が缺けます。

4、検査は、検査一口の一番正味量の少いと思
ふ俵何俵かを計量します。若し不足した場合は
最多不足量を其の他の全部の俵に込米させます
から、容量不足のないやう願ひます。

(九) 品位改良の重點

1、乾燥—管理米は其の性質上長期貯藏になり
ますから、検査も乾燥第一主義で行ひます。乾
燥程度が夏越出来ないと認めるものは、他の條
件はいかによくても等外にしますから充分乾燥
させて下さい。

2 糶抜き—七分搗常食になりましたから糶の
混入した米は價值が下つたのです。従つて検査
の際一刺(一匁五才)に糶が二粒を超えて現は
れた場合は、他の條件が如何によくても等外に
しますから、糶搗をしてもらふ際充分注意して
下さい。

3、その他米に傷がついたり、カーボンがつい
て黒くなつたりしますと等外になりますから、
糶を充分乾燥させる事と、糶摺をしてもらふ時
やかましく注意することが大切です。

4、「旭」は石六十錢、「大巾」と「銀坊主」は
石三十錢の政府の格、「強力」、「八反」等の大
粒と「大山」は、酒米としての格がありますか
ら、これ等の米に異品種を混じらないやう調製し
て下さい。異品種が混じると並米に格下となり
ます。

() () () ()



支那事變國債の 賣出し

支那事變國債が来る十二月十三日から同二十四日まで郵便局で賣出されます。賣出値段は

利札附國庫債券

二十五圓券	二十四圓五十錢
五十圓券	四十九圓
百圓券	九十八圓
五百圓券	四百九十圓
千圓券	九百八拾圓

割引國庫債券

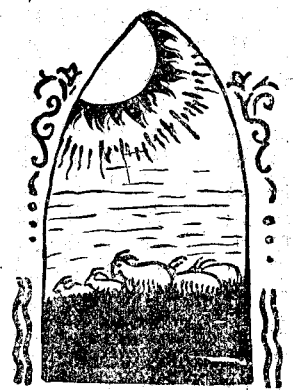
十圓券	七圓
二十圓券	十四圓

でありませぬ。

國債の利廻は税金(分類所得税)を引いても三分五厘以上になりますから、郵便貯金や定期

貯金よりつと澤山利息がつくわけでありまして、貯蓄としてもたいへん有利であります。又割引國債は十年、利札附國債は十七年で償還であります。急に現金が入用になつたときは、何時でも郵便を集配する郵便局で買上げますから少しも不便はありませんし、此の國債を郵便貯金の通帳と一しよに郵便局に持つて行けば無料で安全に預り、利子はすぐに郵便貯金に組入れますから、いち／＼利子を受取りに行く手數も省けます。尙日本銀行本支店や代理店でも、登録國債の制度によつて無料で安全に預ります。支那事變國債は申すまでもなく支那事變の費用を支拂ふ爲に發行するものでありますから、皆様に買入れていただいたお金は全部戦線へ送る彈丸となり新兵器となり糧食となるのであります。お國の爲にどなたも是非國債をお求め下さるやう希望いたします。

)(
(
(



滿洲建設 勞奉仕隊 開拓團班歸 還報告

昨年度より設けられた勤勞奉仕隊は、單に滿洲建國に對する日本青年の勤勞奉仕と云ふ以外に、寧ろ其の奉仕を通じて盟邦滿洲に對する正しき認識を得せしめ、大東亞建設の現實的覺悟を強からしめると共に更に民族的理想達成の根基を愈々深化せしめ、現地訓練を通して與亞青年の鍊成をなすと共に、勤勞奉公報國の精神の昂揚を圖り、直接的には滿洲建設に力を效し、日滿を通ずる物資の増産に當らしむる等國家的にも民族的にも最も時局に相應しき大事業であります。

本縣隊はまづ茨城縣河和田分所に於て準備訓練を受けたのでありますが、この訓練は渡滿後

に於ける生活の態度、その心構へ、隊の行動等に對する基礎的準備訓練でありまして、義勇軍幹部に依り相當厳しく訓練を施されました。その生活に對し規律の嚴格なる、その行動に對して統制ある、その作業に對して鍛鍊的なる、流石内原式と思はれる徹底したものであつて、期間は短期でありましたが、この訓練に於て養はれたる一切が在滿三ヶ月の生活に極めて好結果を示し、更に青年の生活に或る示唆を與へて、其の方向をも示してくれた事は今日尙信じて疑はぬものであります。

準備訓練終了後いよ／＼渡滿の途につきましたが、隣次東京に下車、先づ宮城を拜して陛下の彌榮を壽ぎ、奉仕の決意を御誓ひ申し上げて勇躍渡滿致しました。本隊は六月十日新潟發、海上波穩なるに恵まれて十二日朝羅津に到着致しましたが、北鮮に對する何等の豫備知識を持たない一同は、羅津上陸第一歩よりその建設の逞しきに驚異の眼を見張りました。帝國の大東亞建設については屢々聞かされ、且又民族

として常に祈念して止まぬものでありましても、現實的なる認識に缺けて居る我々であります。殊に北鮮に於ける躍進がかくも目覚ましく、民族理想達成の爲の一大據點がかくも大規模になされつゝある現状を目前に致しまして、我々は限りなき頼母しさと共に民族としての歡喜さへ覺へた次第であります。

六月十三日午後雨中を三江省の中心たる佳木斯驛に着き、翌十四日珍しき好天氣に恵まれて奉仕地たる東北村に入りました。東北村は佳木斯より汽車にて一時間半、それより徒歩約四軒餘にある三江省最北の開拓團であります。附近一帶は廣漠たる大曠野でありまして、その只中に點々たる移民部落が散在し、北、西に遠く小興安嶺の連峰を望み得るといつた所で、地理的には比較的恵まれた所と存じます。最初奉仕地附近は治安未だ充分ならずと相當心配してゐたのでありますが、現下の情勢ではその憂全くなく日滿人共王道樂土の中に生活して居るのを見て何よりまづ喜んだのであります。

東北村は第六次移民團でありまして青森、秋田、岩手各縣の移民約二百五十家族、面積一萬町歩内耕地三千町歩、部落内滿人部落八十戸、團本部は元滿人の豪農家を其の儘譲り受けたもので、周圍を土囊で繞らした廣壯なもの、我々の宿舎は團本部より約百米距つた處にあつて滿人式の家屋を多少日本向きにしたものであります。

入村早々隊員を郡別にして七班に分ち、各々室を割當てると共に今後の生活に必要な舍内、本部、炊事等の各種當番を決定し、同時に日々の生活行事に付ても大体は中央實踐本部の指令に基き決定しました。(本報第六十三號參照) 愈々奉仕の實際についたのは六月十六日からで、其の作業は大体開拓團本部の指令に基いて行ふのでありますが、奉仕期間を通じ従事したのは

農 耕 (除 草) 作業 二十三日
道路工事 (用水路掘下) 作業 十九日
蒔 附 作業 三日

學校工事 作業 九 日
等が主なるものであつて、作業實日數五十四日、延人員二千六百人餘を動員して相當の成果を収めたのであります。

農耕は主に大豆畑の除草でありまして、團所有十六町歩の大豆畑は短いもので一畦二百米に及び、殊に盛夏の候とて雜草の繁茂意外に早く、なか／＼の勞力を費しましたが隊員不撓の努力に依つて我々の歸還前には實に美事な結實を見て居ました。

道路工事は、御承知の如く砂礫一粒をも混ぜぬ滿洲の道は、一度雨が來ると膝をも没する悪路で、人馬の行惱む事一通りならず、隊員は其の慘狀を見るに忍びず、團の指令を待たずして最悪の場所には砂礫を入れ、暗渠を築き、土橋を作る等、隊員の手で最悪の道路は最良の道路と化した所三、四に止らず地方住民にも多大の感謝を捧げられた次第であります。

學校は本春漸く落成を見たばかりのもので、校庭は凸凹があり田畠との境界はなく、道路も

ない爲團本部の指令に基いて築堤三百米、道路百五十米、校庭地均し等の工事を施し、奉仕隊員は現地の小學生に内地同様の教育環境を作つて、樂園に不自由なき學校生活をなさしめやうと懸命にやつた結果、充分の成績をあげたのであつて、學校からも村民からも多大の感謝を受けました。

大体本年の奉仕隊の主目的は蕎麥増産でありまして、團本部に於ては既に百五十餘町歩を開墾し、内三十數町歩を我々の爲に豫定してゐた譯でありましたが七月十六日同十八日の兩日、宿舎よりは十四軒距つた開墾地に三十數町歩の蒔附を終りました。一望無邊の只中にトラクタで鋤起したばかりの荒地に、内地では想像もつかぬ大膽な蒔附を行ひ、一同今更の様に唸然とすると共に、果して生育するや否やの危惧さへ抱いたのでありましたが、歸還前には月餘にして既に尺餘にも伸びて見事な花を咲かせて居つたのには全く驚嘆すると共に、奉仕の實のかくも見事に結ばれたことに對し、一同大なる満

足を覺えた次第であります。

以上述べました所に依つては、作業洵に易々たりしが如くにも想へますが、作業そのものは比較的やり易い代りに廣大なる面積を相手として而も飽くなき雑草の繁茂には、除草に追はれ殊に雨期であつた爲困難を感じる日も相當に多く加ふるに中途隊員中作業に加はり得ない病人も出來て、少人數で日々汗した當時を想起して、今なほ感深いものが御座います。

何れに致しましても奉仕期間中の大部分を占めるものは作業であり、將來青年の生活自体を左右する最も重要な役割を持つものは作業の成否如何にありとの考へから、勤勞を通しての訓練、勤勞を通しての人間陶冶、勤勞を通しての將來等につき相當苦痛と覺えられるまでに訓練をしましたが、顧みて色々の方面より、相當の好結果を得たを信ずるものであります。

炎天下の作業については各方面より非常に御心配を頂きましたが、大陸の温度は内地で想像してゐるより遙かに涼しく、全期間を通して三

十度を越す日は極めて稀で平常は二十五度を前後する温度に、加ふるに大陸を流るゝ爽涼の風は得も云はれぬ涼味を興へ、空氣が乾燥してゐる爲に全身汗ばむと云ふ事など殆どなく、一度緑蔭、家屋内に入れば内地では想像もつかぬほど涼しく、六月より八月に亘る内地の暑熱も滿洲では全然感ずることなく、快適の氣候に恵まれて作業を續ける事の出來たのは何よりであつたと、今なほ感謝して居る次第であります。

滿洲見學としては奉仕期間中に滿洲最北の、炭質、埋藏量共に撫順炭坑に劣らぬと云ふ鶴山炭坑、我が滿洲移民最初のもので血と汗との建設によつて成功してゐる彌榮村、佳木斯農事試験場、及び東北村と隣接した第六次静岡村、又歸還の途次に於て哈爾濱、新京、大連、旅順等を見學しましたが、これについては此所に報告を略します。

(未完)

昭和十五年十二月六日印刷
昭和十五年十二月六日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大正支所
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大正支所